大通達甲(生)第14号 令和6年11月18日 簿冊名 例規(1年)

保存期間 1 年

各警察署長殿

警 察 本 部 長

交番相談員運用要綱の改正について(通達)

交番相談員の運用については、「交番相談員運用要綱の改正について」(平成29年3月31日付け大通達甲(生)第5号)により、その適正な運用を図ってきたところであるが、この度、別添のとおり「交番相談員運用要綱」を改正したので、適正な運用に努められたい。なお、前記通達は、廃止する。

(地域課地域企画係)

交番相談員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)の規定に基づき、交番相談員の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 交番相談員の責務

交番相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、自らの知識、経験等をいかして、交番又は駐在所を拠点とした地域警察活動のうち、住民に奉仕する活動等に協力し、又は当該活動を援助するものを行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

第3 交番相談員の行う活動

交番相談員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- (2) 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要 と認められる事項についての指導連絡及び広報活動
- (3) 遺失届及び拾得物の受理等
- (4) 自転車盗及びオートバイ盗の被害届の代書及び預かり
- (5) 物件事故報告書の作成補助
- (6) 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡
- (7) 地理案内
- (8) 地域安全連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に関する活動
- (9) 交番・駐在所連絡協議会の運営に関する活動
- (10) 通学路等における子どもの見守り等の活動
- (11) その他前記(1)から(10)までに掲げる活動に類する住民に対し奉仕する活動に協力し、又は当該活動を援助する活動で、警察署長が必要と認めるもの

第4 勤務場所の指定

交番相談員は、警察本部長が必要と認めた警察署の交番又は駐在所(以下「指定交番等」という。)において、警察署長の指揮の下に勤務するものとする。ただし、警察署長は、 祭礼、興業等の特別な行事等が実施される場合で、必要があると認められるときは、指定 交番等以外の交番又は駐在所において相談員を勤務させることができる。

第5 活動上の留意事項

規則第30条に定めるもののほか、交番相談員は、その活動を行うに当たっては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 交番相談員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないようにすること。
- (2) 交番相談員は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いること。
- (3) 交番相談員は、来訪者に対して親切丁寧に応対する一方、その挙動に常に注意を払うほか、交番又は駐在所内の整理整頓を図ること等により、受傷事故の防止に努める

こと。

第6 交番相談員の服制及び標章

交番相談員は、その活動を行うに当たっては、制服及び規則第31条に定める標章を着装するものとする。

第7 指揮監督等

1 指揮監督

警察署長は、警察署地域課長(地域交通課長を含む。)又は指定交番等の交番所長を通じて指揮監督を行うものとする。

2 指導教養

警察署長は、交番相談員に対し、その職務に関し必要な各種事務処理要領、各種書類 作成要領及び受傷事故防止要領に係る指導教養その他必要と認める指導教養を行うもの とする。

附則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。